

重 要 事 項 説 明 書
(訪問看護・介護予防訪問看護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービス〔指定介護予防訪問看護〕について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス〔指定介護予防訪問看護〕等の事業の人員、設備及び運営〔並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する〕基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス〔指定介護予防訪問看護〕提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社 邦侑
代 表 者 氏 名	代表取締役 佐々木 寛敏
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	〒547-0026 大阪市平野区喜連西 5 丁目 4-4 ハンプトンコート 402 号 電話 06-6773-9641・ファックス番号 06-6773-9642
法人設立年月日	令和 4 年 7 月 20 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	Goodforyou 訪問看護ステーション
介 護 保 険 指 定 事 業 所 番 号	大阪市指定 (2760890646)
事 業 所 所 在 地	〒5460042 大阪市東住吉区西今川 2 丁目 19-5 パークサイドマンション SAOMOTO 1A
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	連絡先電話 06-6773-9641・ファックス番号 06-6773-9642 相談担当者 管理者 丸山 真澄
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市東住吉区、大阪市阿倍野区、大阪市平野区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	株式会社邦侑が設置する Goodforyou 訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
-----------	--

運 営 の 方 針	(指定訪問看護の運営の方針) 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。 (指定介護予防訪問看護運営の方針) 1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。 6 前5項のほか、「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第31号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日（12月30日から1月3日までを除く）
営 業 時 間	午前9時から午後6時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～日曜日（12月30日から1月3日までを除く）
サービス提供時間	午前9時から午後6時

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 丸山 真澄
-----	-----------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕及び訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕及び訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画書〕の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画書〕を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕を作成します。 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施状況の把握及び訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画書〕の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常 勤 4 名 (うち 1 名管理者兼務)
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕に基づき、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕を作成します。	常 勤 4 名 非常勤 7 名
理学療法士等	1 訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画書〕に基づき、指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕を作成します。	常 勤 0 名 非常勤 0 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1 名 非常勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画書〕の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕を作成します。
訪問看護〔介護予防訪問看護〕の提供	訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画書〕に基づき、訪問看護〔介護予防訪問看護〕を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【 指定訪問看護ステーションの場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額			
			1 割	2 割	3 割	
昼 間 （ 8 時 ～ 18 時 ）						
20 分 未満 （314 単位）	看護師による場合	3,491 円	350 円	699 円	1,048 円	
20 分 未満 （283 単位）	准看護師による場合	3,146 円	315 円	630 円	944 円	
30 分 未満 （471 単位）	看護師による場合	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円	
30 分 未満 （424 単位）	准看護師による場合	4,714 円	472 円	943 円	1,415 円	
30 分 以上 （823 単位）	看護師による場合	9,151 円	916 円	1,831 円	2,746 円	
1 時間 未満 （741 単位）	准看護師による場合	8,239 円	824 円	1,648 円	2,472 円	

1 時間 以上 (1,128 単位)	看護師による場合	12,543 円	1,255 円	2,509 円	3,763 円
1 時間 30 分未満 (1,015 単位)	准看護師による場合	11,286 円	1,129 円	2,258 円	3,386 円
早朝（ 6 時 ～ 8 時 ）、 夜間（ 18 時 ～ 22 時 ） 25%加算					
20 分 未満 (393 単位)	看護師による場合	4,370 円	437 円	874 円	1,311 円
20 分 未満 (354 単位)	准看護師による場合	3,936 円	394 円	788 円	1,181 円
30 分 未満 (589 単位)	看護師による場合	6,549 円	655 円	1,310 円	1,965 円
30 分 未満 (530 単位)	准看護師による場合	5,893 円	590 円	1,179 円	1,768 円
30 分 以上 (1,029 単位)	看護師による場合	11,442 円	1,145 円	2,289 円	3,433 円
1 時間 未満 (926 単位)	准看護師による場合	10,297 円	1,030 円	2,060 円	3,090 円
1 時間 以上 (1,410 単位)	看護師による場合	15,679 円	1,568 円	3,136 円	4,704 円
1 時間 30 分 未満 (1,269 単位)	准看護師による場合	14,111 円	1,412 円	2,823 円	4,234 円
深 夜 （ 22 時 ～ 6 時 ） 50%加算					
20 分 未満 (471 単位)	看護師による場合	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円
20 分 未満 (425 単位)	准看護師による場合	4,726 円	473 円	946 円	1,418 円
30 分 未満 (707 単位)	看護師による場合	7,861 円	787 円	1,573 円	2,359 円
30 分 未満 (636 単位)	准看護師による場合	7,072 円	708 円	1,415 円	2,122 円
30 分 以上 (1,235 単位)	看護師による場合	13,733 円	1,374 円	2,747 円	4,120 円
1 時間 未満 (1,112 単位)	准看護師による場合	12,365 円	1,237 円	2,473 円	3,710 円
1 時間 以上 (1,692 単位)	看護師による場合	18,815 円	1,882 円	3,763 円	5,645 円
1 時間 30 分 未満 (1,523 単位)	准看護師による場合	16,935 円	1,694 円	3,387 円	5,081 円

【 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
昼 間 （ 8 時 ～ 18 時 ）					
20 分 未満 （303 単位）	看護師による場合	3,369 円	337 円	674 円	1,011 円
20 分 未満 （273 単位）	准看護師による場合	3,035 円	304 円	607 円	911 円
30 分 未満 （451 単位）	看護師による場合	5,015 円	502 円	1,003 円	1,505 円
30 分 未満 （406 単位）	准看護師による場合	4,514 円	452 円	903 円	1,355 円
30 分 以上 （794 単位）	看護師による場合	8,829 円	883 円	1,766 円	2,649 円
1 時間 未満 （715 単位）	准看護師による場合	7,950 円	795 円	1,590 円	2,385 円
1 時間 以上 （1,090 単位）	看護師による場合	12,120 円	1,212 円	2,424 円	3,636 円
1 時間 30 分未満 （ 981 単位）	准看護師による場合	10,908 円	1,091 円	2,182 円	3,273 円
早朝（ 6 時 ～ 8 時 ）、 夜間（ 18 時 ～ 22 時 ） 25%加算					
20 分 未満 （379 単位）	看護師による場合	4,214 円	422 円	843 円	1,265 円
20 分 未満 （341 単位）	准看護師による場合	3,791 円	380 円	759 円	1,138 円
30 分 未満 （564 単位）	看護師による場合	6,271 円	628 円	1,255 円	1,882 円
30 分 未満 （508 単位）	准看護師による場合	5,648 円	565 円	1,130 円	1,695 円
30 分 以上 （993 単位）	看護師による場合	11,042 円	1,105 円	2,209 円	3,313 円
1 時間 未満 （894 単位）	准看護師による場合	9,941 円	995 円	1,989 円	2,983 円
1 時間 以上 （1,363 単位）	看護師による場合	15,156 円	1,516 円	3,032 円	4,547 円

1 時間 30 分 未満 (1, 226 単位)	准看護師による場合	13, 633 円	1, 364 円	2, 727 円	4, 090 円
深 夜 （ 22 時 ～ 6 時 ） 50%加算					
20 分 未満 (455 単位)	看護師による場合	5, 059 円	506 円	1, 012 円	1, 518 円
20 分 未満 (410 単位)	准看護師による場合	4, 559 円	456 円	912 円	1, 368 円
30 分 未満 (677 単位)	看護師による場合	7, 528 円	753 円	1, 506 円	2, 259 円
30 分 未満 (609 単位)	准看護師による場合	6, 772 円	678 円	1, 355 円	2, 032 円
30 分 以上 (1, 191 単位)	看護師による場合	13, 243 円	1, 325 円	2, 649 円	3, 973 円
1 時間 未満 (1, 073 単位)	准看護師による場合	11, 931 円	1, 194 円	2, 387 円	3, 580 円
1 時間 以上 (1, 635 単位)	看護師による場合	18, 181 円	1, 819 円	3, 637 円	5, 455 円
1 時間 30 分 未満 (1, 472 単位)	准看護師による場合	16, 368 円	1, 637 円	3, 274 円	4, 911 円
	准看護師による場合	3, 992 円	400 円	799 円	1, 198 円

【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
1 日に 2 回までの場合	昼間 (294 単位)	3, 158 円	316 円	632 円	948 円
	早朝夜間 (368 単位)	3, 947 円	395 円	790 円	1, 185 円
	深夜 (441 単位)	4, 737 円	474 円	948 円	1, 422 円
1 日に 2 回を超えて行う場合	昼間 (265 単位)	1, 579 円	158 円	316 円	474 円
	早朝夜間 (331 単位)	1, 979 円	198 円	396 円	594 円
	深夜 (398 単位)	2, 368 円	237 円	474 円	711 円

※以下の①または②に該当する場合、1 回につき 8 単位を所定単位数から減算します。

- ①前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合。
- ②算定日が属する月の前 6 月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算および看護体制強化加算のいずれも算定していない事業所において、理学療法士が訪問看護を行う場合。

【加算名称】	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1 割	2 割	3 割	
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ) (訪問看護ステーション) (6 0 0 単 位)	6, 672 円	668 円	1, 335 円	2, 002 円	1 月につき
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ) (訪問看護ステーション) (3 2 5 単 位)	6, 382 円	639 円	1, 277 円	1, 915 円	1 月につき
特 別 管 理 加 算 (Ⅰ) (5 0 0 単 位)	5, 560 円	556 円	1, 112 円	1, 668 円	1 月につき
特 別 管 理 加 算 (Ⅱ) (2 5 0 単 位)	2, 780 円	278 円	556 円	834 円	1 月につき 1 月につき

専門管理加算(イ) (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	1月につき 1月につき 1月につき
専門管理加算(ロ) (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	
ターミナルケア加算 (2500単位)	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円	
遠隔死亡診断補助加算 (150単位)	1,668円	167円	334円	501円	死亡月に1回
初回加算(Ⅰ) (350単位)	3,892円	390円	779円	1,168円	初回のみ、1回につき
初回加算(Ⅱ) (300単位)	3,336円	334円	668円	1,001円	初回のみ、1回につき
退院時共同指導加算 (600単位)	6,672円	668円	1,335円	2,002円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算 (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅰ) (550単位)	6,116円	612円	1,224円	1,835円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ) (200単位)	2,224円	223円	445円	668円	1月につき
口腔連携強化加算 (50単位)	556円	56円	112円	167円	1月につき
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (254単位)(402単位)	2,824円	283円	565円	848円	1回につき(30分未満)
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (254単位)(402単位) 複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位)(317単位)	4,470円	447円	894円	1,341円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (254単位)(402単位) 複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位)(317単位) 複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位)(317単位) 長時間訪問看護加算 (300単位)	2,235円 3,525円	224円 353円	447円 705円	671円 1,058円	1回につき(30分未満) 1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位)(317単位) 長時間訪問看護加算 (300単位)	3,336円	334円	668円	1,001円	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位の 10%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
要介護5の者の場合(+800単位) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合〉	8,896円	890円	1,780円	2,669円	1月につき

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(6単位)	66 円	7 円	14 円	20 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(3単位)	33 円	4 円	7 円	10 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉(50単位)	556 円	56 円	112 円	167 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉(25単位)	278 円	28 円	56 円	84 円	1 月につき
遠隔死亡診断補助加算 (150単位)	1,668 円	167 円	334 円	500 円	当該利用者死亡月につき

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護〔介護予防訪問看護〕を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護〔介護予防訪問看護〕を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算〔緊急時介護予防訪問看護〕は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケアおよび人工肛門ケアにかかる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 理学療法士等による訪問看護〔介護予防訪問看護〕は、当訪問看護〔介護予防訪問看護〕事業所における前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。また、前年の4月から当該年の3月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ・Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ・Ⅱ)及び看護体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。

※ 初回加算は新規に訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕を作成した利用者に対し、訪問看護〔介護予防訪問看護〕を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護〔介護予防訪問看護〕を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合

に加算します。

- ※ 長時間訪問看護加算〔長時間介護予防訪問看護加算〕は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護〔介護予防訪問看護〕を行った場合、訪問看護〔介護予防訪問看護〕の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護〔介護予防訪問看護〕事業所が、利用者に対して、訪問看護〔介護予防訪問看護〕を行った場合に加算します。
- ※ 口腔連携強化加算は口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った時に算定します。
- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

中山間地域等 : 千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)

- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護〔介護予防訪問看護〕費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者をおいていない事案が生じた場合は、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は（運営規程に記載されている内容を記載する）により請求いたします。 （１）実施地域を越えてから片道２０キロメートル未満 ２００円 （２）実施地域を越えてから片道２０キロメートル以上 ３００円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月〇日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から３月以上遅延し、さらに支払いの督促から１４日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	丸山 真澄
	イ	連絡先電話番号	06-6773-9641
		同ファックス番号	06-6773-9642
	ウ	受付日及び受付時間	月～金 9時から18時

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 丸山 真澄
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に

周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (7) 介護相談員を受け入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------------	---

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款
補償の概要	賠償責任保険

13 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕を作成する者
氏 名 丸山 真澄 (連絡先：06-6773-9641)

- (2) 提供予定の指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

- (3) その他の費用

① 交通費の有無	(有・無の別を記載) サービス提供1回当り… (金額)
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

- (4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・ 管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。
- ・ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 Goodforyou 訪問看護ステーション 苦情受付担当者 丸山 真澄 苦情受付解決責任者 佐々木 寛敏	所 在 地 大阪市東住吉区西今川2丁目19番5号 パークサイドマンション SAOMOTO 1A 電話 06-6773-9641 Fax 06-6773-9672 受付時間 月から金 9:00~18:00 （ただし 12/30 から 1/3 除く）
【市役所（保険者）の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 （指定・指導グループ）	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号：06-6241-6310 FAX:06-6241-6608 受付時間 9：00 ～ 17：30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00 （土日祝休み）
【東住吉区役所の窓口】 介護保険・高齢者グループ	所 在 地 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号 電話 06-4399-9859 Fax 06-6629-4580 受付時間 9:00~17:00

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

- 22 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表します。

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市平野区喜連西 5 丁目 4 番 4 号 ハンプトンコート 4 0 2 号
	法人名	株式会社 邦侑
	代表者名	代表取締役 佐々木 寛敏 (印)
	事業所名	Goodforyou 訪問看護ステーション
	説明者氏名	丸山 真澄

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	